ロ　個人向けのエクスポージャーであること。

ハ　一個人に対する残高の上限が一千万円以下であること。

ニ　当該エクスポージャーの属するポートフォリオにおけるPDの低いエクスポージャーの損失率（経済的損失に基づいて計算したものをいう。以下同じ。）のボラティリティが低いこと。

ホ　当該エクスポージャーの損失率のデータが損失のボラティリティを検証することが可能な形式で保存されていること。

四十　その他リテール向けエクスポージャー　次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ　個人向けのエクスポージャー（事業性のものを除く。）

ロ　イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一　LGD　EADに対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合をいう。

四十二　EAD　デフォルト時におけるエクスポージャーの額をいう。

四十三　プロジェクト・ファイナンス　事業法人向けエクスポージャーのうち、発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十四　オブジェクト・ファイナンス　事業法人向けエクスポージャーのうち、船舶、航空機、人工衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十五　コモディティ・ファイナンス　事業法人向けエクスポージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十六　事業用不動産向け貸付け　事業法人向けエクスポージャーのうち、賃貸用オフィスビル、商業ビル、居住用不動産、ホテル、工場、倉庫その他の不動産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該不動産からの収益に限定し、当該不動産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与者が当該不動産及び当該不動産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十七　特定貸付債権　プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。

四十八　PD　一年間に債務者がデフォルトする確率をいう。

四十九　ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け　事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与

ロ　土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であって、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における当該不動産と同様の不動産の使用率に満たない場合を含む。）。ただし、債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスポージャーを通じた資金の提供を受けている場合を除く。

ハ　外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与

五十　購入債権　購入リテール向けエクスポージャー及び購入事業法人等向けエクスポージャーを総称していう。

五十一　中堅中小企業向けエクスポージャー　事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用最終指定親会社が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。以下この号、第百二十九条第二項及び第百五十二条において同じ。）が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合は、事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の総資産が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをこれに含めることができる。

五十二　希薄化リスク　購入債権に係る契約の取消し又は解除、購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、購入債権が減少するリスクをいう。

五十三　適格債権担保　次の要件のすべてを満たす債権であって、内部格付手法採用最終指定親会社に担保として供されたものをいう。

イ　当初の満期が一年以内であり、被担保債権の債務者が第三者と行った商取引に基づき支払を受ける債権であること。

ロ　証券化、ローン・パーティシペーション又はクレジット・デリバティブに関連する債権ではないこと。

ハ　債務者の子法人等その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四　適格不動産担保　事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であって、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

イ　被担保債権の債務者のリスクが、当該不動産又は当該不動産に係るプロジェクト以外を原資とする債務者の返済能力に依存するものであること。

ロ　担保の目的である不動産の価値が、債務者の業績に大きく依存するものではないこと。

ハ　被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。

五十五　適格その他資産担保　一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保及び適格動産担保を総称していう。

五十六　ショート・ポジション　売持ちのポジションをいう。

五十七　ロング・ポジション　買持ちのポジションをいう。

五十八　購入事業法人等向けエクスポージャー　内部格付手法採用最終指定親会社が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九　適格購入事業法人等向けエクスポージャー　適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに属する購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。